

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 4 年度第 2 回 富士見市市民参加及び協働推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 4 年 7 月 1 2 日 (火)		開会	午後 7 時 0 0 分		
			閉会	午後 8 時 1 5 分		
場 所	富士見市役所 2 階 市長公室					
出席者	委 員	横山委員長	朝賀副委員長	小池委員	高野委員	佐藤委員
		○	○	○	○	○
		鈴木委員	児玉委員	馬場委員	小森委員	東海林委員
		×	○	○	○	○
事務局	協働推進課 佐々木課長、長根副課長、赤田主査、大木主事補					
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 富士見市自治基本条例の見直しについて</p> <p>(2) その他</p> <p>4 閉会</p>					

## 議 事 内 容

長根副課長	<p><b>1 開 会</b> 開会あいさつ</p>										
委員長	<p><b>2 委員長あいさつ</b> あいさつ</p>										
	<p><b>3 議 題</b> 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、横山委員長が議長となり、議事を進行した。</p>										
	<p><b>(1) 富士見市自治基本条例の見直しについて</b></p>										
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">資料1</td> <td>自治基本条例等に関する調査結果</td> </tr> <tr> <td>資料2</td> <td>富士見市自治基本条例の見直し検討作業表（目次～第4章）</td> </tr> <tr> <td>資料3</td> <td>他市との比較（第1章～第4章）</td> </tr> <tr> <td>資料4</td> <td>富士見市議会基本条例</td> </tr> <tr> <td>参考資料</td> <td>富士見市自治基本条例概要版リーフレット</td> </tr> </table>	資料1	自治基本条例等に関する調査結果	資料2	富士見市自治基本条例の見直し検討作業表（目次～第4章）	資料3	他市との比較（第1章～第4章）	資料4	富士見市議会基本条例	参考資料	富士見市自治基本条例概要版リーフレット
資料1	自治基本条例等に関する調査結果										
資料2	富士見市自治基本条例の見直し検討作業表（目次～第4章）										
資料3	他市との比較（第1章～第4章）										
資料4	富士見市議会基本条例										
参考資料	富士見市自治基本条例概要版リーフレット										
事務局	<p>資料に基づき、条例制定の経緯、他市の改正状況について説明。 見直し検討作業は、条文、解説及び主な取組み状況について説明し、第1章～第4章（前文～第11条）まで進めた。</p>										
委 員	<p>&lt;委員からの意見・質問&gt; ●前文 ・第6次基本構想で使われたキーワードを追加したらよいのではないか。</p>										
事務局	<p>⇒前文は、先に説明したとおり、条例制定の背景、目標や基本理念を述べる文章であることから、現行の前文は、制定当時の理念等を文章化している。前文の改正は、条例全体に影響を及ぼす可能性もあることから、慎重な議論が必要である。</p>										
委 員	<p>●第2条（定義） ・第1号市民の定義に規定された「その他の団体」として、法人格を持たない団体はどこまで含められるのか。</p>										
事務局	<p>⇒解説でも述べさせていただいているが、市内に活動拠点がある団体としている。</p>										
委 員	<p>●第3条（情報の共有の原則）～第5条（協働の原則） ・基本原則は、他市も同じような内容になっているが、制定当時、国</p>										

	からガイドライン等が示されたのか。
事務局	⇒制定した平成16年当時、ガイドライン等は示されていない。
委員	・本市の条文は、他市に比べ、シンプルで端的でよいと思う。
委員	・本市に適した条文が規定されている。
委員	<p>●第7条（市民の責務）</p> <p>・まちづくりには、様々な人が持つ技術や能力をいかに借りてくるかが大事であるため、非常によいことが書かれている。</p>
委員	<p>●第8条（市議会の責務）</p> <p>・富士見市議会基本条例は平成23年に施行したが、自治基本条例の中に追加で規定すればよかったのではないか。</p>
事務局	⇒当時の議会の考え方もあったとは思いますが、条例は議員立法で制定されたもので、全ての議員が富士見市の議会はこのようにあるべきだという基本合意のもとに議会運営をしていくという表現のあらわれであると考えます。
委員	・富士見市議会基本条例の前文には、「徹底した情報公開」と記載されており、市民への情報発信について強く表現しているが、これは大切なことであると思う。実際、市議会では様々な情報発信が行われているため、富士見市自治基本条例の市議会の責務として追加してもよいのではないか。
事務局	⇒富士見市自治基本条例では、市議会に関する事項は基本的な内容に留め、詳細は富士見市議会基本条例で規定されていると認識している。
委員	・市議会議員は、各種説明会等やパブリックコメントにおいて、もっと発言してもよいと思う。
委員	・市議会議員には、市議会などで発言の機会が設けられていることも影響しているのではないか。逆に、市民がどういうことを考えているのか把握するために、各種説明会などに参加している側面もある。
委員	<p>●第9条（市の責務）・第10条（市長の責務）</p> <p>・他市も同様であるが、市と市長の責務の条項を別々に規定する理由があるのか。</p>

事務局	⇒市は機関として、市長は最高責任者としての役割を明確にする意図がある。他市も同様の構成であるのは、根本的な考え方は同じであるものと推測する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第11条（市職員の責務）</li> <li>・第1項に、市職員は「自らも地域の一員であることを自覚し」とあるが、市外に居住する人もいるため、このような規定でよいのか。</li> </ul>
事務局	⇒在勤者も市民として定義しているため、市職員は市内・市外在住に関わらず、地域の一員として協働によるまちづくりを推進するという自覚を持つよう努めることとしている。
議長	<p>次回の見直し検討作業は、第12条～第29条まで行う。本日協議した第11条までについても追加で意見等があれば、発言してほしい。</p> <p><b>（2）その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>日時：令和4年8月9日（火）午後7時～</li> <li>場所：富士見市役所分館3階 分館会議室</li> </ul> </li> <li>・協働事業提案制度の応募状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>現在までに提案なし</li> </ul> </li> </ul> <p><b>4 閉 会</b></p>